

スマート農業技術の開発・供給に関する事業

公募要領

〈対象予算事業〉

- 令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」のうち
 - ・重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型)
 - ・現場ニーズ対応型研究
 - ・技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

公募期間

令和6(2024)年12月27日～令和7(2025)年2月14日

生物系特定産業技術研究支援センター



＜目次＞

| | |
|---|----|
| 【本事業における重要説明事項】 | 1 |
| 1 本事業の目的 | 3 |
| 2 用語の定義 | 3 |
| 3 研究種目別の概要 | 4 |
| 4 応募要件・留意事項(研究種目共通) | 5 |
| (1) 公募分野、要件等 | 5 |
| (2) 応募方法 | 5 |
| (3) 応募者の要件 | 5 |
| (4) 研究グループの要件 | 6 |
| (5) これまで公募のあった「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」又は「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」において、不採択となった課題を再提案する場合 | 7 |
| (6) 研究支援者(コーディネーター等)の参画の推進 | 7 |
| (7) 研究管理運営機関を設置できる要件 | 7 |
| (8) 協力機関 | 8 |
| (9) 応募に当たっての留意事項 | 9 |
| 5 応募要件等(研究種目別) | 11 |
| (1) 重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型) | 11 |
| (2) 現場ニーズ対応型研究 | 11 |
| (3) 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進 | 12 |
| 6 応募手続 | 12 |
| (1) 応募方法 | 12 |
| (2) 受付期間 | 12 |
| (3) 応募書類 | 13 |
| (4) 応募手続に関する注意事項 | 14 |
| 7 審査及び採択課題の決定 | 14 |
| (1) 審査の方法及び手順 | 14 |
| (2) 審査基準 | 15 |
| (3) ポイント加算の内容 | 15 |
| (4) 採択課題の通知・公表 | 16 |
| (5) 審査等に関する留意事項 | 16 |
| (6) 公募から委託契約までの流れ(予定) | 16 |
| 8 実施要件・留意事項(研究種目共通) | 17 |
| (1) 研究目標を達成すること | 17 |
| (2) 農業データ連携基盤(WAGRI)への実装(該当課題のみ) | 17 |
| (3) 委託契約の締結 | 17 |
| (4) 委託契約上支払対象となる経費 | 18 |
| (5) 研究成果の評価等 | 21 |
| (6) 研究成果の取扱い | 22 |
| (7) 本事業の運営管理体制 | 25 |
| (8) 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等 | 25 |
| (9) 情報管理の適正化 | 30 |
| (10) 委託業務の実施に当たっての留意事項 | 31 |
| (11) その他の留意事項 | 37 |
| 9 問合せ先 | 38 |
| 別記1 重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型) | 40 |
| (1) 公募分野 | 40 |

| | | |
|-------------------------------------|--------------|-----------|
| (2) | 応募者 | 40 |
| (3) | 研究主体 | 40 |
| (4) | 研究実施期間 | 40 |
| (5) | 研究費の上限 | 40 |
| (6) | 応募要件等 | 40 |
| (7) | 成果目標 | 40 |
| (8) | 審査基準 | 41 |
| (9) | 留意事項 | 41 |
| 別記2 現場ニーズ対応型研究 | | 42 |
| (1) | 公募分野 | 42 |
| (2) | 応募者 | 42 |
| (3) | 研究主体 | 42 |
| (4) | 研究実施期間 | 42 |
| (5) | 研究費の上限 | 42 |
| (6) | 成果目標 | 42 |
| (7) | 審査基準 | 42 |
| (8) | 留意事項 | 42 |
| 別記3 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進 | | 43 |
| (1) | 公募分野 | 43 |
| (2) | 応募者 | 43 |
| (3) | 研究主体 | 43 |
| (4) | 研究実施期間 | 43 |
| (5) | 研究費の上限 | 43 |
| (6) | 応募要件等 | 43 |
| (7) | 成果目標 | 43 |
| (8) | 審査基準 | 44 |
| (9) | 留意事項 | 44 |

別紙1 公募分野

別紙2 審査基準

別紙3 応募様式(研究課題提案書)

別紙4 契約等の手続きについて

(別添)コンソーシアム設立方式ひな形

- ・コンソーシアム規約・事務・会計・知的財産権取扱の各規程(規約方式)
- ・コンソーシアム参加契約書(規約方式)
- ・コンソーシアム規約同意書(規約方式)
- ・共同研究機関協定書(協定書方式)
- ・知財合意書(様式例)

別紙5 府省共通経費取扱区分表

別紙6 AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト

別紙7 データマネジメントに係る基本方針

別紙8 研究費の適切な使用に向けた決意表明

別紙9 調達における情報セキュリティ基準

別紙10 調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

別紙11 TRL(技術成熟度)

【本事業における重要説明事項】

- 1 本要領は、政府予算に基づくものであり、内容の変更等があり得ます。なお、変更等が生じた場合は、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）のウェブサイトに随時掲載します。
- 2 本事業は、生研支援センターからの委託事業です。補助事業ではないことに留意してください。
- 3 本事業への応募は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」で行ってください。他の方法（郵送、E-mail、持ち込み等）での応募は一切受け付けません。なお、e-Rad の利用に当たっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要となります。登録に日数を要する場合もあるため、時間的余裕をもって手続きを行ってください。
- 4 本事業の応募・実施に当たっては、農林水産省が所管する「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）」に関する要件の設定があります。本事業の（1）重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）及び（3）技術改良・新たな栽培方法の確立の促進については、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること並びに研究主体に当該開発供給実施計画の認定者（代表者）を含むことが必要となります。なお、以下の要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として、応募することを可能としますが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要となります。
 - ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。
 - イ 研究主体に含まれる者を申請者（代表者）とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の3週間前（令和 7 年1月 24 日）までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。
 - ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。
 - エ 少なくとも初年度の委託契約終了日までには認定を受けること。
 - オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し、申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。
 - （ア）初年度の委託契約終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合
 - （イ）初年度の委託契約終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合
 - （ウ）委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

5 本事業の(2)現場ニーズ対応型研究については、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法の認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること並びに研究主体に当該開発供給実施計画の認定者(代表者)を含む場合は、審査において加算されることとなります。なお、以下の要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募し、審査において加算されますが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要となります。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者(代表者)とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の3週間前(令和7年1月24日)までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

6 同内容で複数の研究種目に重複応募は出来ません。研究種目別の概要や要件などを考慮し、応募者において応募する研究種目を選択してください。

1 本事業の目的

食料の安定供給の確保や農業の持続的発展は、国民生活の安定向上や国民経済の健全な発展に不可欠なものです。一方で、これらを支える農業者は、高齢化に伴い減少しており、今後も一層の減少が見込まれる状況にあります。こうした状況を踏まえると、従来の生産方式を前提とした農業生産では食料の安定供給の確保や農業の持続的発展は困難となることから、生産水準を維持できる生産性の高い食料供給体制を確立する必要があります。このため、国において、農作業の効率化等により農業の生産性を向上させることができるスマート農業技術の活用を進めてきた中で、新たに、第 213 回国会においてスマート農業技術活用促進法が審議され、成立しました。当該法においては、スマート農業技術に関する実証等で明らかとなった「生産現場の条件等が技術の開発・導入のハードルを上げている」、「ニーズが高いものの開発難易度が高く技術の実用化に至っていない」等の課題について、生産方式の転換により技術開発のハードルを下げつつ、生産現場に適用可能なスマート農業技術等の開発を加速化するとともに開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることとしています。

本事業は、法に基づくスマート農業技術の開発・供給を促進するために国が措置した予算事業を基に生研支援センターが執行する委託事業であり、それぞれの予算事業の趣旨を踏まえて、スマート農業技術の開発及び供給を迅速かつ強力で推進するため、様々な関係者が実施するスマート農業技術に係る研究開発・改良の取組を支援するものです。

2 用語の定義

本事業における用語の定義は以下のとおりです。

- (1) 「農業支援サービス事業者等」とは、農業者等が行う農業を支援するため対価を得て継続的に行う次に掲げるいずれかの役務を行う事業者（農業支援サービス事業者）又は農業者等が活用する技術の保守若しくは運用を行う事業者のこと。
 - ア 委託により、農業者等に代わって農作業を行うこと。
 - イ 農業者等に対し、農業機械等を使用させること。
 - ウ 農業者等に対し、農業に関する高度な知識又は技術を有する者を派遣すること。
 - エ 農業に関する情報について収集・整理・分析するとともに、農業者等に対し、当該結果の提供や、生産性向上に資する指導・助言を行うこと。
- (2) 「農業者等」とは、農業者又はその組織する団体（農業者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）のこと。
- (3) 「公募分野」とは、スマート農業技術等と、それに関係する営農類型や品目、農作業の類型等の要素で構成される、公募対象となる領域のこと。
- (4) 「研究開発等」とは、研究活動により技術を開発若しくは改良すること。
- (5) 「研究種目」とは、措置された内容の異なる委託事業の種類のこと。
- (6) 「研究グループ」とは、共同で研究開発等を実施しようとする集団のことで、少なくとも研究機関（代表機関、共同研究機関）並びに開発・供給支援機関から構成されていること（単独応募可能な研究種目において単独応募を行う場合は、単独で応募を行う研究機関のこと。）。
- (7) 「応募者」とは、研究グループの代表機関のこと（単独応募可能な研究種目において単独応募を行う場合は、単独で応募を行う研究機関のこと。）。
- (8) 「研究代表者」とは、応募者のうち、研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者のこと。

- (9) 「研究機関」とは、自ら研究を実施する民間企業、農業者等、国立研究開発法人、独立行政法人、地方公共団体(都道府県、市町村、公設試験研究機関及び地方独立行政法人)、一般又は公益法人、金融機関、特定非営利活動法人、特殊法人、大学(及び大学共同利用機関)、高等専門学校、協同組合等であって、日本国内に設置された法人格を有する者のこと。
- (10) 「共同研究機関」とは、研究グループの構成員である研究機関のうち、応募者ではない者のこと。
- (11) 「開発・供給支援機関」とは、研究成果の農業生産現場への迅速な供給を進める民間企業(製造事業者や農業支援サービス事業者)や、普及を担う普及組織や農業者等、研究成果(製品等)のユーザーとなる民間企業等のことで、自ら研究を実施せずに研究グループに参加する者のこと。
- (12) 「社会実装を担う者」とは、研究開発等を実施する技術を実用化できる技術力を有し、研究成果の供給を担う者のこと。
- (13) 「研究用ほ場を有する者」とは、研究開発等を実施するために、スマート農業技術等の試験研究に用するほ場を有する者のこと。
- (14) 「研究管理運営機関」、研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約や委託契約に係る業務及び経理執行業務を担う者のこと。

3 研究種目別の概要

研究種目別の実施する研究開発等の概要は以下のとおりです。

| 研究種目名 | 研究開発等の概要 |
|---------------------------|--|
| (1) 重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型) | 特に重要度が高いスマート農業技術の開発・供給を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間企業等による研究開発を実施。 【研究型】 ① スマート農業技術に係る研究開発等 ② 新たな栽培方法の確立に係る研究 ※ ②については、研究開発等されるスマート農業技術の効果を向上することが期待される栽培方法であり、有効な技術内容が想定される場合に限り、研究計画に含めることが出来る。 |
| (2) 現場ニーズ対応型研究 | 中山間地域を含む多様な現場ニーズに対応したスマート農業技術の開発・供給を促進するため、スタートアップ、異業種、農機メーカー、大学、公設試、高専等と産地が連携した機動的な研究開発を実施。 【研究型】 (1)に同じ |
| (3) 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進 | スマート農業技術を円滑に産地へ供給することを目的に、農機メーカーや農業支援サービス事業者等などが実施する、プロトタイプ製造段階における新しく開発する機能の付加や性能向上、運用性向上のための改良とともに、技術に適合した新たな栽培方法の確立を実施。 【研究型】 (1)に同じ |

4 応募要件・留意事項(研究種目共通)

研究種目共通で、本事業に応募するための要件等は以下のとおりです。

研究種目別の固有要件等は「5 応募要件等 (研究種目別)」にて定めています。

(1) 公募分野、要件等

提案する応募課題が各研究種目における公募分野、要件等を満たしていること。

(2) 応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。 <https://www.e-rad.go.jp/> (別添参照))を使用すること。なお、研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

(3) 応募者の要件

応募者は以下のすべての要件を満たすこと。

ア 研究機関であること。

イ 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして、以下の要件を満たす機関であること。

(ア) 研究開発等を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有すること。

(イ) 研究代表者及び経理責任者を設置していること。

(ウ) 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

(エ) 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制(体制整備が確実である場合を含む。)を有すること。

(オ) 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有すること。

(カ) 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有すること。

ウ 応募前に、最新の事務担当者説明会動画(※1)を視聴していること。また、委託契約締結までに研究倫理教育(※2)を実施し、契約締結の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出すること(研究倫理教育を実施していない研究機関等は、委託業務への参加は不可。)

(※1) 動画は下記ウェブサイトの「事務担当者説明会動画」に掲載しています。

http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html#yoshiki5

(※2) 研究倫理教育は、日本学術振興会(JSPS)の eL CoRE や研究機関独自教材等で実施してください(eL CoRE : <https://elcore.jspis.go.jp/top.aspx>)。なお、eL CoRE の場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。また、研究機関独自教材等の場合は、各研究機関等において、受講したことが証明できるようにしてください。

エ 令和7・8・9年農林水産省競争参加資格 (全省庁統一資格)の「役務の提供等(調査・研究)」の区分の有資格者であること。別紙3 応募様式(研究課題提案書)(以下「提案書」という。)提出時に競争参加資格のない者も応募可能ですが、委託契約までに競争参加資格(令和

7・8・9年)を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。契約までに資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。

(参考)統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

オ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。

カ 日本国内を拠点として研究を実施できること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

キ 本事業に関わる者に関して、過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

ク 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

(4) 研究グループの要件

研究グループは以下のすべての要件を満たすこと(単独応募可能な研究種目において単独の研究機関が応募する場合は、研究代表者が以下のウの要件を満たすこと。)。なお、本事業は直接採択方式による委託であり、受託者が公募研究課題の一部又は全部を他の研究機関等に再委託することはできません。

ア 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての者が同意していること。

イ 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして以下のいずれかの方式によりコンソーシアムの設立が可能であること。なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更があった場合には、採択を取り消すことがあります。また、委託予定先に採択された場合、速やかにコンソーシアム設立規約等の必要書類を提出できるよう、コンソーシアム設立の準備をお願いします。

(ア) 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)。

(イ) 研究参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)。

(ウ) 共同研究契約を締結すること(共同研究方式)。

ウ 応募者に所属する研究者の中から次の要件を満たす研究代表者を選定すること。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究代表者になることを避けてください。

(ア) 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること。

(イ) 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。

(ウ) 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理

能力を有していること。

エ 研究グループに参画する共同研究機関が、以下の能力・体制を有していること。

(ア) 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有すること。

(イ) 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。

(ウ) 本事業に関わる者に関して、過去に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

オ 研究グループに参画する開発・供給支援機関が、以下の能力・体制を有していること。

(ア) 国内に活動拠点を持つこと。

(イ) 当該研究の遂行に当たり、研究成果の生産現場への迅速な普及等を実施できる能力・体制を有すること。

(ウ) 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること。

カ 研究グループに参画するすべての者の分担関係を明確にすること。

(5) これまで公募のあった「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」又は「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」において、不採択となった課題を再提案する場合

これまで公募のあった「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」又は「次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化」において、不採択となった内容で応募する場合は、不採択通知でお知らせした不採択理由が反映されているか、審査の際に考慮されます。提案書において、前回の応募との違いや修正点を明示的に記載してください。

(6) 研究支援者(コーディネーター等)の参画の推進

本事業で実施する研究課題は、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や普及に結びつけるための橋渡しの能力を有するコーディネーターやプランナー等の人材(以下「研究支援者」という。)の参画を推進しています。本事業でいう研究支援者とは、以下の役割を担う者です。

ア 産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割。

イ 研究代表者との連携の下、研究開発の推進に必要な資源(ヒト、モノ、資金、情報、時間等)を効果的に配分、活用するなど研究統括者を支える役割。

研究支援者が参画する場合は、研究推進中から普及・実用化に向け、外部の機関との調整を依頼するとともに研究推進会議への参加も依頼してください。なお、研究支援者は、当該能力を有している者であれば、研究グループ内の人材でも可能です。応募段階で研究支援者の役割が明確に位置づけられている場合は提案書別記様式4に、研究支援者の情報等を記載してください。

(7) 研究管理運営機関を設置できる要件

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究管理運営機関を設置できるものとします。

[研究管理運営機関を設置できる例]

ア 研究代表者が地方公共団体に所属し、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性から契約等の手続きを行うことが困難と認められる場合。

イ 研究代表者が所属する組織やコンソーシアムの構成により、委託契約の締結が著しく遅延するおそれがあると認められる場合。

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、法人格を有する機関であって、「4 応募要件・留意事項(研究種目共通)」(3)イ、ウ、エ、オ、キ、クの要件を準用します。

また、研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、「4 応募要件・留意事項(研究種目共通)」の(3)のイ(イ)(経理責任者の設置の部分に限る)から(カ)までを準用するとともに、次の要件を追加します。

(キ) 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を提案書別記様式3に記載していただくとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

(8) 協力機関

協力機関は、研究グループの構成員とは異なるため、以下の取扱いとなります。

ア 協力機関は研究費の配分を直接受けることはできません。必要な経費は代表機関を含む構成員から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。

イ 研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。

ただし、構成員が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、構成員と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、構成員と協力機関が知的財産を共有することを認めます。

ウ 協力機関は研究課題の当事者ではないため、当該研究課題の成果について、協力機関単独での発表(公表)は認められません。ただし、代表機関を含む構成員がその理由を明らかにした上で、構成員と協力機関とが共同して発表することは認められます。

エ 協力機関は生研支援センターと研究グループとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先の研究グループが運営する検討会等への参加により、研究の目的、内容及び成果を知り得る立場にあります。成果等が漏洩することがないように、研究グループごとに定める協定書又は知財合意書等に守秘義務をあらかじめ規定してお

く必要があります。

(9) 応募に当たっての留意事項

ア 不合理な重複及び過度の集中の排除

提案書や e-Rad 及び他府省からの情報等により、「不合理な重複」(注1)又は「過度の集中」(注2)が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

(注1)不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画(プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(注2)過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該試験研究計画に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

(ア) e-Rad を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。また、「不合理な重複」及び「過度の集中」があった場合には、採択しないことがあります。

(イ) 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、国外も含めて現在の全ての他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)や、現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を応募書類や e-Rad に記載してください。

なお、応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(ウ) 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみ、以下の

とおり扱います。

1. 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみの提出を求めます。
2. ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることが可能です。なお、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
3. 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますよう、お願いいたします。ただし、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について照会を行うことがあります。所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることもあります。その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

(エ) 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報については、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分することがあります。

(オ) 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(カ) 我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。なお、各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて照会を行うことがあります。

イ 研究倫理に関する対応

研究代表者は、応募前に研究倫理教育の研修用ビデオを視聴してください。また、応募に当たり、「研究倫理に関する誓約書」(提案書の別記様式7)を提出してください。(詳しくは、「8(8)研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」のキを参照ください)。

なお、採択された場合は、コンソーシアムの構成員は、本事業の研究活動に関わるすべての者を対象に、研究倫理教育に関するe-ラーニングを受講するなど研究倫理教育を実施し、契約締結までに「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります。詳しくは、「8(8)研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」のエを参照ください。

ウ 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、法令等に基づく場合の提供を除き、採択課題の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択に係る個人情報を除き、全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。詳しくは、下記(※1)を参照してください。

また、本法を遵守した上で、研究活動における不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供(データの電算処理及び管理を外部の民間事業者に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)を行うことがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報(試験研究計画名、研究概要、研究者名、研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された研究課題に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、内閣府の「政府研究開発データベース(※2)」へ、e-Radを経由して提供されます。

(※1) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm

(※2) 政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

エ 農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出

研究グループの構成員に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)の研究機関が参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途措置する予定です。このため、生研支援センターから当該研究機関に対し、本事業に係る委託費は支出しません。

5 応募要件等(研究種目別)

研究種目ごとの、本事業に応募するための要件等は以下のとおりです。

(1) 重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型)

別記1のとおり

(2) 現場ニーズ対応型研究

別記2のとおり

(3) 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

別記3のとおり

6 応募手続

(1) 応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。<https://www.e-rad.go.jp/>(別添参照))を使用し、研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。(詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。)

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報(注)の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。(※毎年、事務代表者の承認を忘れて応募されない事案が散見されるので注意して下さい)

その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

(注)e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等(Web 入力)と、生研支援センターが定めた提案書様式に必要な事項を記載した内容や、必要な添付書類(1ファイルとしてアップロード)の内容を総称して「応募情報」といいます。

【e-Rad で応募する際の注意事項】

- ・ e-Rad の使用に当たっては、研究機関の登録と、研究者情報の登録が必要となります。登録には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。
- ・ e-Rad による応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と応募書類の添付が必要です。
- ・ 応募書類は e-Rad にアップロードしていただきますが、アップロードできるファイルは PDF 形式で1ファイル(最大 20MB)ですので御注意ください。
- ・ PDF ファイルには、パスワードを設定せず、また、文字化け等がないか必ず事前にご確認ください。
- ・ e-Rad での申請情報の提出には、所属機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要があります。承認がない場合は応募情報が提出されませんので、忘れずに手続きしてください。

(2) 受付期間

本事業への応募期間は、令和6年 12 月 27 日(金)～令和7年2月 14 日(金) 12:00 までとしま

す。

システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00~24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

(3) 応募書類

ア 応募書類の作成に当たっては、本公募要領に従い、提案書にご記入ください。

イ 応募書類は日本語で作成してください。

ウ 提案書様式等は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/smart-nogyo/offering/koubo/2024-3.html>

応募書類は以下から構成されています。

| 「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」 | | |
|------------------------|--|------------|
| ・様式 | 研究課題提案書 | 【必須】 |
| ・別記様式1 | 参画機関の知的財産への取組状況等 | 【必須】 |
| ・別記様式2 | 情報管理実施体制について | 【必須】 |
| ・別記様式3 | 研究管理運営機関を活用する理由書 | 【該当研究課題のみ】 |
| ・別記様式4 | 研究支援者の情報等 | 【該当研究課題のみ】 |
| ・別記様式5 | データマネジメントプラン ※「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の契約の対象か否かを含む。 | 【該当研究課題のみ】 |
| ・別記様式6 | オープンAPIの要件化に係る確認事項 | 【該当研究課題のみ】 |
| ・別記様式7 | 研究活動の不正行為防止のための対応 | 【必須】 |

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

エ 提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課していません。

オ 応募書類は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された研究課題に係る書類については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。

カ 不採択となった研究課題に係る応募書類については、生研支援センターにおいて破棄します。なお、ご提出いただいた応募書類は返却しません。

(4) 応募手続に関する注意事項

- ア 本事業の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- イ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ウ e-Rad を使用しない方法(郵便、ファクシミリ又は電子メール等)による応募書類の提出は受け付けません。
- エ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募書類に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- オ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- カ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- キ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - (ア) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - (イ) 提案書に虚偽が認められた場合

7 審査及び採択課題の決定

(1) 審査の方法及び手順

書類審査及び面接審査を経て採択研究課題を決定します。

なお、面接審査の資料(パワーポイント 10 枚程度)は書類審査終了後に提出をお願いすることになりますが、生研支援センターより提出依頼の連絡がありましたら、速やかに提出できるようにあらかじめ準備をお願いいたします。

ア 書類審査

提案された書類をもとに、本事業の趣旨に鑑みて別に定める審査実施要領に基づき、評議委員会による審査を行い、面接審査の対象となる研究課題を選定します。なお、書類審査結果は公表しません。

イ 面接審査

アで選定された研究課題について評議委員会による面接審査を行い、採択候補となる研究課題を選定します。

ウ 採択課題の決定

採択候補となった研究課題のうち、農林水産省に設置する本事業に係る運営管理委員会(以下「運営管理委員会」という。)において採択課題として決定されたものについて、当該研究課題の応募者を委託予定先とします。

- ・ 採択課題の決定に当たっては、全体の予算額及び応募課題の予算額が考慮されます。
なお、応募者の財務状況を勘案する場合があります。

- ・ 委託費の過大な積算を行っている研究課題は、審査上マイナスとなることがありますので、可能な限り精査した額を計上してください。
- ・ 審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。
- ・ 審査は非公開で行われ、審査の経過や内容等、審査に関する照会・問合せには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

課題の選定に関する審査基準は別紙2のとおりです。

(3) ポイント加算の内容

ポイント加算による優遇措置に対応した研究を提案する場合は、以下のア～エに該当することがわかるように、研究開発等を行う先端技術の内容及び実現すべき目標等を提案書に記載する必要があります。なお、審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。

ア みどりの食料システム戦略の推進に資する技術開発を行う研究課題

行政施策推進上の重点課題として、みどりの食料システム戦略(～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～)の推進に資する研究課題に該当する場合は、審査の評価点にポイント加算することとします。

※ 具体的な事例は以下のとおりです。

- (ア) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進に資する研究課題
- (イ) イノベーション等による持続的生産体制の構築に資する研究課題
- (ウ) ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立に資する研究課題
- (エ) 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進に資する研究課題

イ マッチングファンド方式を適用する研究課題

民間企業等による事業化を促進し、投資を誘発するため、審査の評価点にポイント加算することとします。生研支援センターは、民間企業等が自ら支出する自己資金額の2倍までを開発経費として支援します。

なお、研究資金を自己負担する民間企業等とは、研究成果を用いて(特許権等として権利化、ノウハウとして秘匿化等)、新たな商品や便益の開発を行うことにより、社会実装を担う民間企業等です。

マッチングファンド方式の詳細については、「8(4) 委託契約上支払対象となる経費」のオを参照してください。

マッチングファンド方式の留意事項

- (ア) 代表機関は、構成員の自己資金に不足が生じないよう責任をもって調整を行うこと、また、構成員はこれに協力することに同意する必要があります。
- (イ) マッチングファンド条件(生研支援センターの委託費と自己資金の比率)の成立時期は、毎年度末の精算時点とします。
- (ウ) 毎年度末の精算時点において、自己資金の支出実績額が不足し、マッチングファンド条件を満たさない場合は、本事業の経費の範囲に基づき、マッチングファンド条件が成立するまで委託費を財源に支出された経費を自己資金で支出する経費に振り替えていただきます。振り替えたことにより過払いとなった委託費は、生研支援センターが指定する期日までに返還していただきます。

- (エ) 毎年度末の精算時点において、自己資金の支払実績額がマッチングファンド条件における負担額を超過している場合は、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を翌年度の自己資金要負担額に含めることができます。
- (オ) 自己資金は、公的な財源ではありませんが、国の事業として行われる本事業において、公的資金の支払い条件の根拠となりますので、公的資金の委託費に準じた取り扱いと管理をお願いします。
- (カ) マッチングファンドを選択した場合は、委託費の計上を必須とします。
- (キ) 研究グループにおいて複数の民間企業が参画する場合、**参画する民間企業すべてがマッチングファンド方式を適応する必要があります。**
ただし、一部の民間企業がマッチングファンド方式の対象とならない場合には、提案書にその理由を記載してください。

ウ 地域金融機関等が研究グループに参画する研究課題

地域金融機関等が研究グループに参画し、提案書に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合に加算します。

エ スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定

現場ニーズ対応型研究については、別記2の(7)審査基準のとおり審査時にポイント加算を行います。

(4) 採択課題の通知・公表

審査結果については、e-Rad による提案時に付与される課題 ID を生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった提案については、不採択理由等を後日お知らせします。

(5) 審査等に関する留意事項

ア 応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

イ 委託予定先に採択された場合、速やかに試験研究計画書やコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。

ウ 委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。条件、留意事項については、試験研究計画に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

(6) 公募から委託契約までの流れ(予定)

| | |
|-------------------|-------------|
| 令和6年 12月 27日(金) | 公募要領の公表・公示 |
| 令和7年 2月 14日(金)12時 | 公募受付締切 |
| 2月中旬～3月下旬 | 書類及び面接審査 |
| 4月上旬 | 採択予定先の決定・公表 |
| 4月以降 | 委託契約の締結 |

(注)スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。
生研支援センターのウェブサイトですら随時お知らせいたします。

8 実施要件・留意事項(研究種目共通)

研究課題の採択決定後、研究開発等を実施するに当たり必要となる要件及び留意事項は以下のとおりです。

(1) 研究目標を達成すること

本事業は生研支援センターからの委託事業です。生研支援センターが実施する研究開発事業(委託事業)は、本来、国等が目標とする施策の実現のために自ら研究開発等を実施すべきであるものを、専門的な知見や技術を持っている研究機関が提案する研究課題を審査して採択し、委託して実施するものです。従って、採択された研究課題を実施する研究機関は、自ら提案した研究課題の研究目標を達成することが必須となります。

(2) 農業データ連携基盤(WAGRI)への実装(該当課題のみ)

公募分野の研究内容に、様々なデータを活用した生育・気象被害・病害発生等の分析・予測や施肥やかん水等の作業提案等の営農支援のためのプログラム(農業技術に関する部分のみを対象とし、ユーザーインターフェース等農業技術と直接関係のない部分を除く。)開発を含む場合は、研究成果の幅広い普及の観点から、事業終了時までには当該プログラムを民間企業等が利用しやすいAPIにより農業データ連携基盤(WAGRI)に実装するとともに、APIの仕様や取扱い(利用方法、利用可能な者の範囲や利用料等)について、第三者が容易に理解し、利用することができるよう、WAGRIのWebサイト等で明示していただく必要があります。

また、研究グループの中にICTベンダー等、APIの活用が想定されるサービス提供者を参画させるとともに、WAGRIに実装するAPIについては、ICTサービス提供者等による稼働試験を複数回行い、ICTサービス提供者から評価を受けるものとします。

プログラム等のWAGRIへの実装に当たっては「農業データ連携基盤(WAGRI)利用規約」(※1)に基づき、WAGRIアカウントを取得するとともに、利用料が必要になる場合があります。なお、本利用料は、本事業の対象経費外となります。

(※1) https://wagri.naro.go.jp/about_wagri/terms/

(3) 委託契約の締結

ア 委託契約の締結

生研支援センターは、決定された採択課題の応募者(代表機関)と委託契約を締結します(詳しくは別紙4「契約等の手続きについて」を参照してください)。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関について、特段の事情等で委託契約の締結が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を研究グループ構成員のいずれかに変更する場合があります(単独応募の場合は、契約が締結されません)。

また、採択通知に条件や留意事項が付されている場合に、採択課題決定後に新たに作成する

試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件等を満たしていない場合は、契約は締結されません。

その他、契約時に、財務諸表等の提出を求めることがあります。

イ 委託期間

本事業の委託期間については、採択後に新たに作成する委託試験研究実施計画書を生研支援センターへ提出した日から、最大2ヶ月前の日（委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、すなわち、委託契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費を、委託費として計上することを可能とします。

この場合、採択通知に条件や留意事項が付されている場合はこの条件等に合致した研究内容に基づく経費であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託者の自己負担となりますので、ご注意ください。

ウ 翌年度以降の取扱い

「8(5)イ 研究成果の評価等」の評価を踏まえ、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度以降、委託費の削減、参加研究機関の縮減、課題の打切り等を行います。

エ 実績報告について

受託者は、研究実施期間の毎年度末、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を作成し、証拠書類等を添えて生研支援センターに提出してください。

(4) 委託契約上支払対象となる経費

受託者は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上することができます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できず、代わりに一般管理費を計上することができます。経費の詳細については、別紙5「府省共通経費取扱区分表」をご確認ください。

ア 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ・発表（公表）及び普及支援に直接必要とする下記の経費を計上することができます。なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。

(ア) 物品費（設備備品費、消耗品費）

(イ) 人件費・謝金

(ウ) 旅費

(エ) その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税等相当額）

なお、研究目的に合致しない経費、建物等施設の建設や改修等に関する経費などは、委託費に計上することはできませんのでご注意ください。

イ 間接経費

受託者が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

但し、精算時に直接経費が減少した場合には、減少した直接経費の定められた間接経費割合(契約時に設定した率以内)を超えないよう減額する必要がありますのでご注意ください。

※ 間接経費については「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(※1))を御確認ください。

(※1) https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kansetsu_sikkou.pdf

ウ 一般管理費(研究管理運営機関に限る)

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は間接経費と異なり、委託業務に必要な管理経費(アの直接経費以外)に限定しています。当該業務を遂行する上で必要となる直接経費以外の事務費、事務補助員賃金、光熱水料、燃料費、通信運搬費等の経費です。特に、光熱水料、燃料費等の計上に当たっては、明確な根拠を示していただくか、合理的な按分方法で算出することが必要です。一般管理費は、研究管理運営機関における直接経費総額の15%を上回らない範囲で必要額の計上が認められます。

エ 委託費計上に当たっての留意事項

- (ア) 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行や研究成果の取りまとめ等に直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料等を計上する場合はご注意ください。
- (イ) 人件費及び賃金は、本事業に直接従事した時間数等により算出されるので、本事業に従事するすべての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分な勤務実態の管理を行ってください(エフォート管理適用者を除く)。
なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人(地方公共団体を含む)については、職員の人件費は認められません(PI人件費適用者を除く)。
- (ウ) 旅費については、直接本事業に係るもののみ計上可能であり、例えば、単なる情報収集のための学会出張等(本事業における明確な必要性等がないもの)は認められません。旅費に係る証拠書類として、出張報告書又は命令書等において、その必要性とともに試験研究計画名を明記するなど、本事業に係るものであることが明確になるように整備・保管してください。
- (エ) 外国へのお出張旅費及び外国から研究者等を招へいするための旅費等は、原則として認められません。これらが不可欠な場合は、その必要性や出張先を提案書の4(2)実施内容(中課題別)の該当する部分に具体的に記載してください。

- (オ) 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。
- (カ) 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、経済性等を勘案して最適なものを選択してください。選択の理由や設備備品の見積書(価格の比較が可能な資料)については、生研支援センターからの求めに応じて提出できるよう整理・保存してください。なお、採択決定後に作成する試験研究計画書における「物品導入計画」に記載がないものの購入は認められません。さらに、パソコン、デジカメ又はその周辺機器など汎用性の高い事務機器等の購入は、原則として認められませんが、本事業でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により本事業遂行に必要と生研支援センターが認めた場合に限り計上可能です。
- (キ) 汎用性の高い消耗品(コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、WindowsなどのOS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物等)については、原則として計上は認められませんが、本事業のみに使用することを前提に、当該年度で使用する最低限の必要数については認められます。必要性や購入数について、生研支援センターからの求めに応じて説明できるよう、理由書等の準備が必要になります。
- (ク) 特許等の本事業で得られた成果を権利化するために必要な経費(特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費)については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者の自己負担となります。

オ マッチングファンド方式の自己資金の支出について

研究グループに民間企業等が参画する場合、生研支援センターは、民間企業等が自ら支出する自己資金額の2倍までの倍率を乗じた額を上限として開発経費(直接経費+間接経費)として支援します(マッチングファンド方式)。

なお、マッチングファンドを選択した場合は、自己資金のみの計上はできず、委託費の計上を必須とします。

マッチングファンド方式での自己資金に計上可能な経費は以下のとおりです。

(ア) 前述(4)アの直接経費

(イ) 設備備品の償却費

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、当該委託試験研究用として管理日誌等により利用実績が確認できること。

(ウ) 委託研究契約締結前に保有していた試験研究用消耗品(試薬・材料等のみとし、コピー用紙等の汎用品は対象外)

過去に自己資金で購入したことが証明できるもので、棚卸資産台帳等により直近の在庫の確認ができるもの。

※(イ)及び(ウ)の計上については、適切な資産及び資金管理ができるよう、当該組織の中に独立した資産管理部門があることを条件とします。

マッチングファンド方式の自己負担分については、研究費の翌年度への繰越しは原則認められません。年度毎の経費の精算時において、自己資金がマッチング対象額を超過することとなった場合には、生研支援センターが認めた場合に限り、当該超過額を次年度の自己資金に含めることが可能です。

(5) 研究成果の評価等

ア 研究成果報告書

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出していただきます。

また、受託者は、委託費の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末及び研究終了時に生研支援センターに提出していただきます。ただし、年度末までの研究期間確保のため、毎年度、委託業務完了後、速やかに成果物として委託業務完了届を生研支援センターに提出することで実績報告書の提出期限を委託期間終了後、61 日以内まで延長することを可能とします。

イ 研究成果の評価等

生研支援センターは、別途定める評価実施要領等に基づき、中間年度及び終了年度の研究成果について評価を実施します。研究課題の評価に当たっては、評議委員会が行います。受託者は、試験研究成果の評価に必要な資料の作成等をお願いします。

翌年度も継続して実施する研究課題は、当該評価結果を、翌年度の試験研究計画の見直し又は中止、委託費の配分等に反映させるものとします。

ウ プログラムディレクター(PD)による点検

PDは、研究期間の初年度に研究の進捗状況の点検を実施します。

なお、PDによる点検項目は、別途定める評価実施要領の評価基準を準用して行います。また、点検項目には、次年度の試験研究計画の見直し又は中止の指示及びその実施に関する督促、研究課題の予算の増減、試験研究計画の中課題の統廃合が含まれます。

エ 運営管理委員会による指導

運営管理委員会は、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領(令和6年 12 月 11 日付け6農会第 699 号農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、イの評議委員会による評価の結果を踏まえ、生研支援センターを指導します。

生研支援センターは、運営管理委員会の指導を踏まえ、次年度の運営管理に反映します。

オ 研究成果の普及に関する報告

委託期間開始日以後、委託期間終了日の属する事業年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間に、研究成果を利用・普及したとき等(例:試作品の開発、モニター調査の実施、試験栽培や介入試験の実施、資金調達の開始、事業会社の設立、製造設備の設置、奨励品種への採用、現場への技術導入や導入拡大、種苗や製品の販売、サービスの提供・拡大、その他、これに類するもの)は、研究成果利用・普及報告書を生研支援センターに提出してください。

カ 追跡調査

研究成果の社会実装の促進に役立てるとともに、調査結果を広く公表することにより研究開発等に関する国民の理解と関心を深めることを目的として、研究実施期間終了後、一定期間(2年・5年程度)を経過した研究課題を対象に、研究成果の社会実装や普及・活用状況等についてのフォローアップ調査(追跡調査)を実施します。実施に当たり、対象となる研究課題の研究代表者等に対応を依頼いたします。

(6) 研究成果の取扱い

ア 研究成果の発表等

(ア) 受託者は、本事業の実施中、本事業に係る内容や成果の公表(学会発表、論文発表、メディア(新聞、テレビ等)発表、シンポジウム発表、パンフレット作成、試作品提供等)に当たっては、事前に生研支援センターに報告してください。

(イ) 公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

なお、論文の謝辞や論文投稿時においては、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について(令和2年1月14日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」に基づき、本事業の体系的番号を記載していただきます。

本事業の体系的番号は、<https://www.nistep.go.jp/taikei>に掲載される予定です。

(ウ) 本事業終了後においても、研究成果を公表するときは、事前に生研支援センターに提出していただきます(事業終了後5年間程度)。

(エ) 本事業の研究成果について、生研支援センターは、研究成果発表会や冊子等により公表することがあります。その際、受託者に協力を求めることがありますので、ご承知おきください。

イ 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」(令和4年12月農林水産技術会議改訂)に基づき、研究の開始段階から研究成果を知的財産として適切に創造・保護・活用していくマネジメントに取り組むことが求められます。研究開始時には、コンソーシアム内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書(以下「知財合意書」という。)を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に係る方針(以下「知的財産の取扱方針」という。)を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、コンソーシアム内から得られた知的財産は、コンソーシアムの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、知財運営委員会や研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

本事業の研究成果として得た品種や栽培技術等を海外市場へ展開する場合は、「海外ライセンス指針」(令和5年12月25日農林水産省策定)(※1)に基づき、品種・技術の流出防止対策を講じる、我が国からの輸出との競合を避けるなど適切な海外ライセンスを行っていただきます。

(※1) https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/kaigai_license-1.pdf

ウ 研究成果に係る知的財産権の帰属

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

- (ア) 研究成果に係る発明等を行ったとき、出願等を行ったとき及び設定登録を受けたときは、生研支援センターに報告すること。
- (イ) 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- (ウ) 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- (エ) 当該知的財産権の第三者への移転、専用実施権等の設定若しくはその移転又は独占的通常実施権等の許諾を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- (オ) 特許権等の国外実施に際しては、あらかじめ生研支援センターの事前承認を受けること。

なお、コンソーシアムによる研究の場合は、必要に応じて、複数の構成員で知的財産権を共有し、その持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問合せください。

生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

エ 知的財産権の報告や申請

ウ(ア)のほか、知的財産権の放棄を行うとき、又は知的財産権を実施したとき等には、定められた期間内に生研支援センターに報告していただきます。また、(エ)又は(オ)のほか、知的財産権の実施許諾が国外での実施を目的にしている場合又は外国籍を有する者に実施許諾する場合は、生研支援センターに事前申請を行い、承認を受けていただきます。委託期間が終了若しくは委託期間中に委託契約が解除された場合であっても、上記の報告や申請の手続きは知的財産権の

存続期間中行っていただきます。

オ 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者は、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果を研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、知的財産権に準じた取扱いをすることが必要です。

カ 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

(ア) 研究1年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針(又は知財戦略)について検討し、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、イによる知的財産の取扱方針を基本としつつ、受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者(民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等)の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

(イ) 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。

(ウ) 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」(平成18年5月23日総合科学技術会議決定)及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議決定)に基づき、対応することとなります。

(エ) 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

キ 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者(コンソーシアムによる研究成果である場合は、コンソーシアム外の者)に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

ク 農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い

本研究開発等の研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取扱う場合は、事前にコンソーシアム構成員間でその取扱いについて取り決めていただく必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(※1)を踏まえて対応いただく必要があります。

(※1) 農業分野における AI・データ契約ガイドラインについては、以下をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

(7) 本事業の運営管理体制

本事業においては、研究代表者等と密接な関係を維持しつつ、本事業の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

ア プログラムディレクター(PD)

生研支援センターは、各研究課題の進捗管理や指導、試験研究計画の見直し又は中止の指示、及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減に関する権限を有する者として、PDを配置します。また、PDの業務を補佐する役割として、研究リーダーを配置します。

イ 研究リーダー

PDを補佐して研究課題の日常的な状況把握を行うとともに、PD等の指示に基づく研究代表者への指示や助言等を実施します。

ウ 評議委員会

生研支援センターは、採択候補となる研究課題の選定、研究課題の評価等を行う機関として、外部専門家等で構成される評議委員会を設置します。

エ 運営管理委員会

農林水産省農林水産技術会議事務局は、「スマート農業技術の開発・供給に関する事業」に係る運営管理委員会設置要領(令和6年12月11日付け6農会第699号農林水産技術会議事務局長通知)に基づき、応募課題の審査及び採択課題の評価に関する基準の設定、採択課題の決定、評価結果に基づく指導等の任務を担う運営管理委員会を設置します。

(8) 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等

ア 研究費の不正使用等への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。)(参照)が適用されます。

各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

生研支援センターは、研究機関等の研究費の適正な運営・管理体制の整備等の状況について、モニタリングを実施し、体制整備等の実施に不備がある場合は、管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止の措置を講じることがあります。措置の対象は、原則として研究機関等全体とします。

このため、事業に参加する研究機関等は、生研支援センターホームページ「研究活動の不正行

為等への対応」(※1)の「【重要】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン実施状況調査」に基づき、契約後に代表機関を通じ調査依頼を行いますので、「研究費の管理・監査体制自己点検(調査票)」を提出してください。

(※1) https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html

なお、**委託契約後に「研究費の管理・監査体制自己点検(調査票)」の提出がない研究機関等を含むコンソーシアムとは、次年度以降契約を行いません。**

この他、研究費の不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。)及び不正受給(偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給することをいう。)(以下「不正使用等」という。)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正使用等に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究費の不正使用等に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 別紙8「研究費の適切な使用に向けた決意表明」もご確認ください。

(参照) 管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

イ 不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等を行った者等が所属する研究機関等に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において、不正使用等を行ったと認定された研究者及びこれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反(※1)した研究者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

(※1) 善管注意義務に違反の例:原則、日常的に研究費の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的研究費等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者(その他の研究者)が不正使用等を行った場合等。

| 不正使用等に係る応募・参加制限の対象者 | 不正使用の程度 | | 応募・参加制限期間 |
|----------------------------|---------------------|--------------------------------|-----------|
| 1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | (1) 個人の利益を得るための私的流用 | | 10年 |
| | (2) (1)以外 | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ② ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| 2. 不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者 | | | 5年 |
| 3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 | | | 善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 |
| 4. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者 | | | 当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間 |

※ 以下の場合、応募・参加の制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用の概要は公表しない。

- ・1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反した研究者が所属する研究機関等に対し、採択の取消し、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正使用等を行った場合、当該不正使用等の概要(措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正使用等の内容等)を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じます。

※ 「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf

ウ 虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、研究費の一部又は全部の返還、損害賠償等を研究機関等に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、イの不正使用等を行った場合と同様の措置を採ります。

エ 研究活動における不正行為への対応について

本事業で実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。)が適用されます。

各研究機関等においては、不正行為ガイドラインに沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)を未然に防止する体制を整備するとともに、各研究機関等の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出していただく必要があります。**研究倫理教育を実施していない研究機関等は本事業に参加することはできません。**

また、不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、不正行為に適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf

オ 不正行為が行われた場合の措置

不正行為に関与したと認定された者等が所属する研究機関等に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、本事業及び生研支援センターの他の競争的研究費等並びに農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする生研支援センターの事業への応募・参加を制限する場合があります。

| 不正行為に係る応募・参加制限の対象者 | | 不正行為の程度 | 応募・参加制限期間 |
|---------------------|--------------------------------------|--|-----------|
| 1. 不正行為に関与したと認定された者 | (1)研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など特に悪質な者 | | 10年 |
| | (2)不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者 | ① 当該論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(監修責任者、代表執筆者又 ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合 | 5～7年 |

| | | | |
|--|-----------------------------------|---|---|
| | はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合 | 3～5年 |
| | ② 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | (3)(1)及び(2)を除く不正行為に 与したと認定された者 | | 2～3年 |
| 2. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者) | | ア. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断される場合 | 2～3年 |
| | | イ. 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断される場合 | 1～2年 |
| 3. 農林水産省その他の府省の競争的研究費等において不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者 | | | 当該競争的研究費等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間 |

不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者が所属する研究機関等に対し、研究費等の打ち切り、採択の取消し、研究費の一部又は全部の返還等の措置を講じる場合があります。

本事業において不正行為に関与したと認定された場合、当該不正行為の概要(措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等)を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的研究費等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的研究費等においても応募・参加が制限される場合があります。

カ 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採

扱とします。

キ 不正使用等及び不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「**事務担当者説明会動画(最新版)(※1)**」の「**7 研究活動における不正行為等の防止**」を必ずご覧のうえ、**提案書の別記様式7の「研究倫理に関する誓約書」**を提出してください。

(※1) 事務担当者説明会動画(最新版)については、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=99CtqxtsOEA>

[問い合わせ受付窓口等]

生研支援センターでは、研究費の不正使用等及び不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

(研究管理部 研究管理課 研究公正室)

電話:044-276-8487

FAX :044-276-9143

メール : kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

(9) 情報管理の適正化

ア 本事業の実施体制

受託者は、本事業の実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- (ア) 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を確保すること。
- (イ) 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- (ウ) 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

イ 情報保全

受託者は、本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター以外の者への漏えいが生研支援センターの試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。)の取扱いに当たっては、別紙9「調達における情報セキュリティ基準(以下「本基準」という。)」及び別紙10「調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項(以下「特約条項」という。)」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- (ア) 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制。
- (イ) 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障す

る実施体制。

- (ウ) 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等(本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。)、兄弟会社(本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。)、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制。

ウ 応募者に要求される事項

- (ア) 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- (イ) 応募者は、上記(9)ア及びイの事項を踏まえて、提案書の別記様式2「情報管理実施体制について」を記載してください。
- また、本基準の項目5から12については、コンソーシアム規約若しくは社内規則等に当該項目を規定して、契約締結後、速やかにその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。
- なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、ご注意ください。

(10) 委託業務の実施に当たっての留意事項

ア 購入機器等の帰属及び管理

受託者が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の要否をお知らせすることにしてあります。

また、購入した機器類等の物品については、本事業の購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本事業によって製作した旨を明記してください。

なお、農研機構に所属する研究機関が参画する場合、当該研究機関には別途予算措置する予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属に係る手続きは、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。

イ 委託試験研究実施の過程で発生した収入の取扱いについて

各研究機関等は、委託期間中の各年度に本委託事業の実施に伴い収入が生じた場合には、収入状況を当該事業年度末の翌日から起算して90日以内に生研支援センターに報告していただきます。

また、報告により、相当の収入を生じたと認められた場合には、原則として以下により、算出される金額を納付していただきます。

納付額＝収入額×委託費利用割合

※用語の意味

収入額：当該年度の委託事業の実施に伴って得られた金額のうち当初の委託費の算定に織り込んでいなかったものの合計

委託費利用割合：当該収入を得るために要した経費に占める委託費の割合

なお、納付額は、当該年度の委託費の確定額の範囲内とします。

ウ 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出管理(※1)が行われています。外為法で規制されている貨物の輸出(提供)しようとする場合は、事前に外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

(※1)我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうち一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と、②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合)に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)(2022年5月1日以降は特定類型(※2)に該当する居住者を含む。)に提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

(※2)非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

(※3)輸出者等は外為法第 55 条の 10 第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

以上を踏まえ、e-Rad においても安全保障貿易管理についての登録が必要となっています。本プログラムへの応募者は、e-Rad の「安全保障貿易管理」の画面の指示に沿って必要事項の入力を行ってください。

(参考)安全保障貿易管理の詳細は、以下のガイダンス等をご覧ください。

- 安全保障貿易管理(全般) : <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- Q&A : <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用) :
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル :
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>
※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデル CP も参照ください。
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- 安全保障貿易ガイダンス(入門編)
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

エ 動物実験等に関する対応

動物実験については、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知)(※1)や関係法令等に基づき、適正な実施をお願いします。

(※1)https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm

オ 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置(ABS指針)(※1)等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

(※1)<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

カ ロボット技術・ICT 等の活用

農業機械の自動走行に関しては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(令和 5年3月 29 日付け 4農産第 4842 号農林水産省農産局長通知)等を遵守してください。

○農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/gizyutu/attach/pdf/230329-2.pdf>

キ 小型無人航空機(ドローン等)の活用

小型無人航空機(ドローン等)の利用に関しては、国土交通省「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」及び農林水産省消費・安全局「無人航空機(無人ヘリコプター等)による農薬等の空中散布に関する情報」に掲載の情報を確認し、遵守してください。

○無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

○無人航空機による農薬等の空中散布に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/muzinkoukuuki.html

ク 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもあります。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省。以下「農業 AI・データ契約ガイドライン」という。)(※1)を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年12月 経済産業省)と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本事業で実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業 AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと(データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業 AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること)が必要です。別紙6「AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリスト」をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業 AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分のほか、農業者等による事前の承諾無く目的外利用や第三者に提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

(※1) 農業 AI・データ契約ガイドラインについては以下を参照。また、以下 URL 内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

ケ データマネジメントに関する対応

「生研支援センターにおけるデータマネジメントに係る基本方針」(以下「データ方針」という。)に従ってデータマネジメントを行っていただきます。(別紙7「データマネジメントに係る基本方針」をご参照ください。)

代表機関は、データ方針に基づき、委託契約書の締結までに、管理対象データに係るデータマネジメントプラン(以下「DMP」という。)を作成してください(受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でDMPを作成してください。)。契約締結後、当該DMPに従って、管理対象データの管理を行ってください。

なお、研究データの管理・利活用に関する取組状況については評価において考慮します。

応募者は、データ方針を踏まえて提案書の別記様式5のデータマネジメントプランを記載してください。

また、研究データの管理・利活用の状況の以下の項目について、評価に関連する資料等(委託研究計画書、成果報告書等)への記載を依頼することがあります。

- (ア) DMPの管理対象データのメタデータの付与状況
- (イ) DMPに基づき管理対象データを適切に保存し、オープン・アンド・クローズド戦略に基づく公開・共有の状況
- (ウ) 研究データの管理・利活用の促進する独自の取組の実施状況

コ オープン API の要件化について

本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ(以下、「農機データ」という。)について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を購入又はリース・レンタルする場合は、API(※1)を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とします。

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等(購入、リース、レンタル)について、提案書の「別記様式6 オープン API の要件化に係る確認事項」の記載をお願いします。

(※1) API(Application Programming Interface)とは、複数のアプリケーション等を接続(連携)するために必要な仕組みのことで。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たりません。

サ 若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略2019」(令和元年6月21日閣議決定)や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本事業においてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和6年4月生物系特定産業技術研究支援センター。以下「共通要領」という。)の「Ⅱ 契約事務関係」の「15. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

シ エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク(共通要領)の「Ⅱ 契約事務関係」の「16. エフォート管理」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

ス 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされてきましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月 31 日付け資金配分機関及び所管関係府省申合せ)により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本事業においても、研究機関(研究者)が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等(国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校)、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク(共通要領)の「Ⅱ 契約事務関係」の「4. 委託費により取得した物品の取扱い」の「(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

セ 競争的研究費の直接経費から研究代表者等(PI)の人件費の支出

統合イノベーション戦略 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)において、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究分担者(各研究機関における研究実施責任者。以下「PI等」という。)本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言されました。さらに、「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」(令和2年 10 月9日策定)において、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、PI等本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、PI等の人件費として支出していた財源を、PI等自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるPI等の研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優

れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク(共通要領)の「Ⅱ 契約事務関係」の「17. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

ソ 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、PI本人の希望により研究機関と合意することで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務(講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。)の代行に係る経費の支出を可能とする制度(「バイアウト制度」)を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク(共通要領)の「Ⅱ 契約事務関係」の「18. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

タ 競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26閣議決定)における推進方策を踏まえ、博士課程(後期)学生をRA(リサーチアシスタント)として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

詳しくは、下記リンク(共通要領)の「Ⅱ 契約事務関係」の「19. 競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について」をご覧ください。

https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R06SOP_Integrated.pdf

(11) その他の留意事項

ア researchmap への業績情報の登録

researchmap(※1)は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されて

おりますので、researchmap への登録をお願いします。

(※1) <https://researchmap.jp/>

イ 「国民との科学・技術対話」の推進

平成 22 年6月 19 日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(※1)に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

なお、上記の基本的取組方針では「1件当たり年間3千万円以上の公的研究費(競争的資金プロジェクト研究資金)の配分を受ける研究者等」を対象としていますが、本事業では広範な普及を目指していることから、研究費の多寡にかかわらず、アウトリーチ活動に積極的に取り組んでください。

(※1) <https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

ウ SBIR 制度

本事業は、SBIR 制度の「特定新技術補助金等」に指定されています。この特定新技術補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度等を始めとした支援措置を受けることができます(それぞれの支援措置を利用するには、別途審査等が必要になります。)

詳細につきましては、下記 SBIR 特設サイトをご参照ください。

<https://www.csti-startup-policy.go.jp/>

エ その他

以下の取組に配慮するものとします。

(ア) 研究開発等を行う場所、圃場等に中山間地域(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域)を含む取組
(https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)

(イ) ワークライフバランスの推進

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
2. 次世代育成支援対策推進法
3. 青少年の雇用の推進等に関する法律

9 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、以下において受け付けます。なお、審査に関する事項、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

○ 公募全般に関するお問合せ

事業推進部 民間技術開発課 担当:鎌田、高橋

E-mail: brain-smartagriweb@ml.affrc.go.jp

○ 契約事務について

研究管理部 研究管理課 担当:舘澤、宇野、宮本

E-mail: brain-jimu@ml.affrc.go.jp

○ 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為について

研究管理部 研究管理課 研究公正室

E-mail: kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

○ 開発供給実施計画の認定事務等について

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

E-mail: smart_kaihatsu@maff.go.jp

(注意)お問合せは、原則、メールでのみ承ります。ご理解いただきますよう、お願いします。

○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク(受付時間:9:00~18:00(平日))

TEL:0570-057-060

03-6631-0622(直通)

e-Rad ポータルサイト

お問合せ方法: <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

○ よくある質問と答え(FAQ): <https://qa.e-rad.go.jp/>

別記1 重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型)

(1) 公募分野

別紙1のとおり。

(2) 応募者

研究機関であること。

(3) 研究主体

研究グループで、以下のすべての者が含まれる、又はア及びイを含むとともにウを協力機関として置くこと。なお、同一の機関が複数の者を担うことも可とする。

ア 社会実装を担う者

イ 研究用ほ場を有する者

ウ 農業者等

(4) 研究実施期間

3年以内(令和10年3月末まで)

(5) 研究費の上限

1年当たり1億5千万円。なお、左記のうち研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」の経費上限は1年当たり4千万円。ただし、本研究種目については、特に研究型「①スマート農業技術の研究開発等」における研究開発を優先するものとする。

(6) 応募要件等

応募に当たり、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること並びに研究主体に当該開発供給実施計画の認定者(代表者)を含むこと。なお、以下の要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募することも可能とするが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要となる。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者(代表者)とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の3週間前(令和7年1月24日)までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

エ 少なくとも初年度の委託契約終了日までには認定を受けること。

オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。

(ア) 初年度の委託契約終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合

(イ) 初年度の委託契約終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合

(ウ) 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

(7) 成果目標

事業終了後に、開発した技術のTRL(技術成熟度)が少なくとも7(実運転条件下でのプロトタイプシステム実証)に移行すると見込まれる研究計画であること。

(8) 審査基準

別紙2のとおり。

(9) 留意事項

開発する技術が、事業開始時にTRL(技術成熟度)の3(実験による概念実証)から5(使用環境に応じた条件での技術検証)の段階にあることを応募の目安とする。

別記2 現場ニーズ対応型研究

(1) 公募分野

別紙1のとおり。

(2) 応募者

研究機関であること。

(3) 研究主体

以下のア若しくはイであること。

ア 研究グループで、以下のすべての者が含まれる、又は(ア)及び(イ)を含むとともに(ウ)を協力機関として置くこと。なお、同一の機関が複数の者を担うことも可とする。

(ア) 社会実装を担う者

(イ) 研究用ほ場を有する者

(ウ) 農業者等

イ 単独の研究機関であって、協力機関として上記(ア)から(ウ)に相当するすべての者並びに開発・供給支援機関の役割を担う者を置くこと。なお同一の機関が複数の者を担うことも可とする。

(4) 研究実施期間

3年以内(令和10年3月末まで)

(5) 研究費の上限

1年当たり3千万円。なお、左記のうち研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」の経費上限は1年当たり1千万円。ただし、本研究種目については、特に研究型「①スマート農業技術の研究開発等」における研究開発を優先するものとする。

(6) 成果目標

事業終了後に、開発した技術のTRL(技術成熟度)が少なくとも7(実運転条件下でのプロトタイプシステム実証)に移行すると見込まれる研究計画であること。

(7) 審査基準

別紙2のとおり。

応募に当たり、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること並びに研究主体に当該開発供給実施計画の認定者(代表者)を含む場合は、審査において加算されることになる。なお、以下の要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募し、審査において加算されるが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要となる。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者(代表者)とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の3週間前(令和7年1月24日)までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

(8) 留意事項

開発する技術が、事業開始時にTRL(技術成熟度)が4(実験室での技術実証)から5(使用環境に応じた条件での技術検証)の段階にあることを応募の目安とする。

別記3 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

(1) 公募分野

別紙1のとおり。

(2) 応募者

研究機関であること。

(3) 研究主体

研究グループで、以下のすべての者が含まれる、又はア、イ及びウを含むとともにエを協力機関として置くこと。なお、同一の機関が複数の者を担うことも可とする。

ア 社会実装を担う者

イ 研究用ほ場を有する者

ウ 農業支援サービス事業者等

エ 農業者等

(4) 研究実施期間

3年以内(令和10年3月末まで)

(5) 研究費の上限

1年当たり1億円。なお、左記のうち研究型「②新たな栽培方法の確立に係る研究」の経費上限は1年当たり4千万円。

(6) 応募要件等

応募に当たり、委託事業で実施する内容がスマート農業技術活用促進法における認定を受けた開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること並びに研究主体に当該開発供給実施計画の認定者(代表者)を含むこと。なお、以下の要件を満たせば、当該開発供給実施計画の認定を受けることが確実な者として応募することも可能とするが、認定に向けた検討や手続きを速やかに進めることが必要となる。

ア 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即していること。

イ 研究主体に含まれる者を申請者(代表者)とする当該開発供給実施計画について、公募終了日の3週間前(令和7年1月24日)までに、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課と認定に係る事前相談を開始すること。

ウ 採択決定通知日までに、上記の事前相談を了していること。

エ 少なくとも初年度の委託契約終了日までには認定を受けること。

オ 以下のいずれかに該当する場合には、研究推進課からの通知に並行して、遅滞なくその旨を生研支援センターに対し申し出を行い、自ら委託事業を中止し、契約を解除すること、また、その場合、自然災害等やむを得ない事情を除き、委託費を返還することに同意していること。

(ア) 初年度の委託契約終了日までに当該開発供給実施計画の認定がされなかった場合

(イ) 初年度の委託契約終了日前であっても当該認定の申請や認定を断念する場合若しくは状況の変化により認定の要件が満たせなくなったことが判明した場合

(ウ) 委託事業で実施する内容が当該開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即さなくなった場合

(7) 成果目標

以下のア～ウの条件を満たすものと見込まれる研究計画であること。

ア 事業終了後に、改良した技術のTRL(技術成熟度)が少なくとも8(システム完成・認証)に移

行すること。

イ 事業実施期間中に実践的な生産環境において開発した技術の検証を実施すること。

ウ 実用化をより推進するため、農業支援サービス事業者等によるサービス提供を事業終了後速やか(おおむね1年以内)に実施すること。

(8) 審査基準

別紙2のとおり。

(9) 留意事項

改良する技術が、事業開始時にTRL(技術成熟度)の5(使用環境に応じた条件での技術検証)から6(使用環境に応じた条件での技術実証)の段階にあることを応募の目安とする。